

## 1 審査会の結論

四日市市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成28年6月21日付け四水総第41号で行った行政情報部分開示決定は妥当ではなく、行政情報部分開示決定を取り消して行政情報全部開示決定をせよ。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて平成28年6月13日付けで行った行政情報開示請求に対し、実施機関が平成28年6月21日付けで行った行政情報部分開示決定について、これを取り消し、行政情報開示決定を求めるものである。

## 3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は農業土木委員が個人である為、開示できないとの理由であったが、地元協議を行う農業土木委員であれば、個人であるとはいえない。
- (2) 農業土木委員は自治会長と同じような境遇である。
- (3) 農業土木委員の印影について、実施機関は開示された印影の悪用（偽造）のおそれを非開示とする理由とするが、現在のハイテク技術をもちいても印影の偽造をすることは非常に困難と思われる。
- (4) 審査請求人が平成28年8月23日、審査請求を行ったが、その後、実施機関より弁明書が提出されたのは平成28年12月26日であった。審査請求から弁明書の提出までに相当長期間を要しており、迅速な対応ができていない。

## 4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 農業土木委員の氏名について

ア 農業土木委員の位置づけについて

審査請求の添付書類を確認したところ、本件の農業土木委員は、当該地域の水路の利害関係者(当該地域の農地の地権者及び耕作者)によって組織された、「良好な農業用水の維持・管理を目的とする」(茂福土木水利組合規約第3条)任意団体・地縁団体の役員(各地区の代表者)と位置づけられるものであると解される。

この点、自治会長については、当該地域の住民等によって組織される親睦、共通の利益の促進、地域自治のための任意団体・地縁団体(自治会)の代表者であると解され、一定の公益性を有する者であると考えられることから、本市においては、「慣行」(四日市市情報公開条例(以下「条例」という)第7条第2項第2号ア)として、自治会長の氏名は開示を行っている。

本件の茂福土木水利組合は、当該地域の水路の利害関係者によって組織される共通の利益の促進、地域自治のための任意団体・地縁団体であると解され、当該地域の水路の維持管理に関することについては、自治会と近い組織であると考えられることができる。よって、当該団体の役員である農業土木委員についても、自治会長と同様に、一定の公共性があると考えられる。

したがって、本件の農業土木委員は、当該地域の水路の維持管理に関することについては、自治会長に近い立場であると位置づけることができると考えられる。

イ 農業土木委員の氏名を開示することについて

本件の農業土木委員は、当該地域の水路の維持管理に関することについては、自治会長に近い立場であると位置づけられることから、農業土木委員の氏名については、「慣行」(条例第7条第2項第2号ア)として開示を行うことが妥当であるとの判断に至った。

(2) 農業土木委員の印影について

本件の農業土木委員の印影は私印であることから、個人としての生活や社会活動等に使用している印影であり、預金の払戻し等の銀行取引や重要な取引に使用されている可能性がある。この印影が他人に悪用されると、大きな不利益を被るおそれが高い。

よって、印影については、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそ

れがあるものであるため、条例第7条第2項第2号に該当する。

なお、本印については、自治会長の印のように、一定の公共性を有する者の立場に基づく印影ではないことから、「慣行」（条例第7条第2項第2号ア）として、開示を行うものには当たらない。

(3) 弁明書提出までに時間を要したことについて

本件の農業土木委員の位置づけ等を検討する中で、内部での協議及び農業土木委員本人への氏名開示の意見照会を行っていたことなどから弁明書提出までに時間を要することとなった。

## 5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 農業土木委員の位置づけについて

弁明書によれば、本件の農業土木委員は、当該地域の水路の利害関係者（当該地域の農地の地権者及び耕作者）によって組織された、「良好な農業用水の維持・管理を目的とする」（茂福土木水利組合規約第3条）任意団体・地縁団体の役員（各地区の代表者）と位置付けられるものであると解される。

この点につき当審査会において検討をしたところ、農業土木委員は明確な定義がなく、その役割、名称等も各地区によって異なっていることから、一般的な位置づけを求めることは困難であり、個々の事案において判断すべきであると考え

る。そのうえで、少なくとも本件の農業土木委員は地元協議書において自治会長と併記して氏名の記載及び押印が要請されていること、また、実施機関が弁明書にて主張するように、茂福地域において農業土木委員は一定の地域の水路の利害関係者によって組織された任意団体・地縁団体の役員であり、各地区の代表者であ

るということからすれば、本件農業土木委員は公人であるとまではいえないものの、一定の公益性を有する立場にあるものであるといえる。

(3) 条例第7条第2項第2号該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書きウでは、本号本文に該当する個人に関する情報であっても、「当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件農業土木委員は、上述のように公人であるとまではいえないものの、一定の公益性を有する立場にある。そのため、本件農業土木委員は本条例上、公務員に準じた立場にあるといえることができる。よって、本件農業土木委員の氏名については、本号ただし書きウで規定する当該公務員の氏名に係る情報に該当すると認められ、本号本文に規定する条例上保護すべき個人情報に該当しない。

ウ 次に、本件農業土木委員の印影について検討する。農業土木委員の印影は、当該農業土木委員の氏が表示されており、本件文書の記載内容が真正なものであることを証明する認証的機能を有する性質のものであるが、本件文書自体に印鑑証明書が添付されておらず、実印押印の明示もされていない。したがって、個人の実印の印影であるとは認めることはできず、本号本文の「特定の個人を識別することができるもの又は・・・公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にも該当しないものと判断する。そのため、農業土木委員の印影は開示すべきである。

なお、実施機関は、本件の農業土木委員の印影は私印であることから、個人としての生活や社会活動等に使用している印影であり、預金の払戻し等の銀行取引や重要な取引に使用されている可能性があり、この印影が他人に悪用されると、大きな不利益を被るおそれが高いと主張する。しかしながら、本件文書の印影を開示することと印鑑偽造及び偽造印鑑の悪用等の犯罪行為との関連性

は直接的なものではなく、犯罪者が不法な意図をもって開示された印影を用いて印鑑偽造を行い悪用するのは、あくまで異例の事態と考える。したがって、印鑑偽造及び偽造印鑑の悪用のおそれを理由として本件文書の農業土木委員の印影を不開示とする実施機関の主張についてもその相当性を認めることはできない。

前述のとおり、印鑑偽造及び偽造印鑑の悪用等は、極めて異例の事態であり、行政情報の開示・不開示の判断において考慮すべき要素ではないが、一方で、日常生活において複数の印鑑を使い分けることは、容易かつ一般的に行われていることであるから、公的文書と扱われる書類に押印する者が、実印や銀行印等の個人の権利利益や財産に関係する文書に使用する印鑑とは別の印鑑を公文書に使用することで、かかる異例の事態の発生を未然に防止するよう努めることが望ましいと考える。

#### (4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

## 6 付言

当審査会の意見は以上のとおりであるが、本件では、審査請求人が審査請求書を審査庁に提出してから実施機関が弁明書を提出するまで4か月程度要している。その間、本件文書の農業土木委員の氏名及び印影の開示について実施機関内で検討がされていたものと思われるが、行政庁に対する審査請求が簡易迅速かつ公正な手続の下で行われる不服申立て手続であること（行政不服審査法1条）からすれば、実施機関は審査請求人の権利利益の救済を図るためにも迅速な対応をされることが望ましいことを付言する。

## 7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 2月 3日	・ 諮問書受理
平成29年 2月13日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議 (平成28年度第8回審査会合議体)
平成29年 2月17日	・ 審査請求人より口頭意見陳述申出書を受領
平成29年 3月14日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議 (平成28年度第9回審査会合議体)
平成29年 4月24日	・ 審議 (平成29年度第1回審査会合議体)
平成29年 5月29日	・ 答申

### 経緯 (参考)

平成28年 6月13日 行政情報開示請求  
 平成28年 6月21日 行政情報部分開示決定  
 平成28年 8月23日 審査請求  
 平成28年12月26日 弁明書  
 平成29年 1月27日 反論書